R3.3.23
資料１

一宮川水系流域治水プロジェクトについて

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

一宮川流域では、過去30年間で4度目の浸水被害

- 平成元年8月　　浸水戸数 2,460戸
- 平成8年9月　　浸水戸数 2,594戸
- 平成25年10月 浸水戸数 1,226戸
- **令和元年10月　浸水戸数 4,337戸**※

※ 茂原市、長柄町、長南町調べ
（今月末に水害統計として公表予定）

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

（以下、「浸水対策事業」という。）

対象降雨：**令和元年10月25日と同規模の降雨**
事業目標：**家屋や主要施設の浸水被害ゼロ**
事業期間：**令和元年度～令和11年度**
事業概要：**河川整備と内水対策（下水道整備、貯留）、土地利用施策（建築規制等）が連携**

浸水対策事業等の実施状況

河道拡幅（瑞沢川合流点～鶴枝川合流点）

境界立会を実施
来年度から用地取得
（R6年度末完成）

護岸法立て（鶴枝川合流点～豊田川合流点）

入札手続き中
来年度から本格着工
（R6年度末完成）

堤防嵩上げ（豊田川合流点～三途川合流点）

コンクリート壁で
計画高さまで嵩上げ
（R6年度末完成）

第二調節池の増設

掘削工事に着手
（R5年度末完成）

浸水対策事業等の実施状況

三途川合流点より上流・支川

浸水対策案をとりまとめ
R3 河川整備計画変更
R4 事業化を目指す

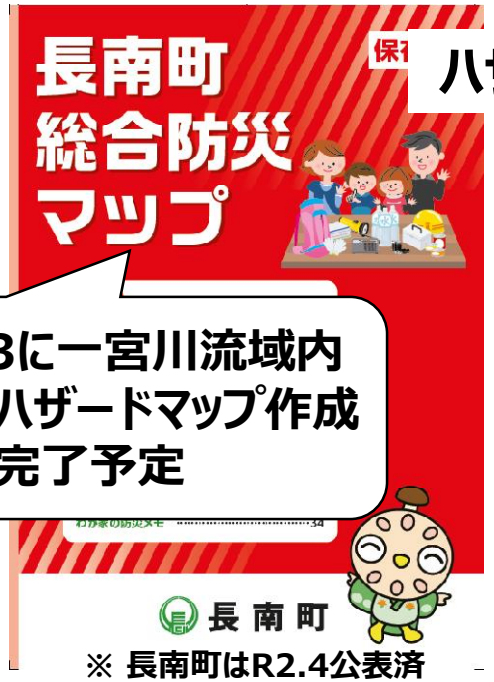

※ 長南町はR2.4公表済

R3に一宮川流域内のハザードマップ作成が完了予定

ハザードマップ作成

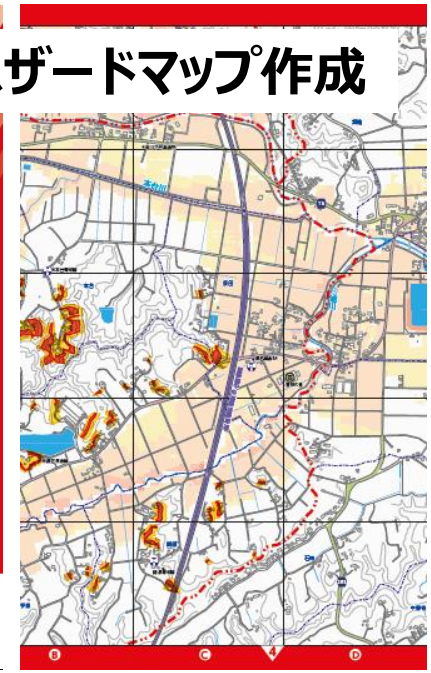

内水対策

100㎜安心プランに基づく排水ポンプ新設（R4年度完成予定）

危機管理型水位計

R2.6から運用開始
R3 豊田川、三途川に設置予定

流域治水に関する情勢

令和元年10月25日の大雨と同規模の降雨を対象とした
浸水対策事業を実施しているが、
令和元年東日本台風や令和２年熊本豪雨など
毎年のように、**全国各地で豪雨災害が発生**

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、
流域のあらゆる関係者が協働して
流域全体で水害を軽減させる「**流域治水**」が必要

国では、**流域治水関連法案**を**今国会に上程中**
令和２年度末に、**109全ての一級水系で**
流域治水プロジェクトを**キックオフ**する予定

（参考）流域治水関連法案

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和３年２月２日
水管理・国土保全局
都　　市　　局

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）を閣議決定

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が、本日、閣議決定されました。

１．背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

（国土交通省公表資料抜粋（法案の概要は別紙））

流域治水に関する情勢

一級水系と合わせて、**一宮川**を含む、
いくつかの中小河川が全国に先立って
令和２年度末に、**流域治水プロジェクトをキックオフ**

一宮川水系における**流域治水のキックオフ**として
→ **一宮川水系流域治水プロジェクトの策定・公表**
→ **市町村部会の設置**

一宮川水系流域治水プロジェクトの進め方

① **一宮川流域治水協議会**により、
流域治水プロジェクトの策定、フォローアップ

② 河川整備について、事業中の**一宮川中下流域**では、
令和6年度末迄に完了させるとともに、**一宮川上流域・支川**では、
令和4年度からの事業化を目指し、**令和11年度末迄に完了**

③ 県が行うソフト対策について、
令和元年12月に洪水浸水想定区域の公表、
令和2年6月に危機管理型水位計の運用を開始しており、
令和3年度には監視カメラ等の設置を行う予定

④ 上記に加え、**流域のあらゆる関係者が協働**して行う**流域対策**や
ソフト対策について、**流域治水協議会の下に市町村部会を設置**し、
地域に応じた**対策の検討や試験施工を実施**し、地域との合意の
うえで、**令和3年度末迄に　具体の内容をとりまとめ**ます。

一宮川水系流域治水プロジェクトの概要

一宮川水系流域治水プロジェクト

○ 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、
あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策）

一宮川流域浸水対策特別緊急事業（～R11）

○ 令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ※

※ 上流域・支川については、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や役場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策（案）をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

河川での対策

○ 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない

- 中下流域の河道拡幅、調節池整備
（河川激甚災害対策特別緊急事業 等）
- 上流域・支川の河道改修、調節池整備 等
- 竹木の伐採、堆積土の撤去

内水対策

- 下水道整備
- ポンプ増強
- 貯留施設 等

雨水貯留浸透

- ため池雨水貯留
- 水田雨水貯留
- 各戸対策　等

土地利用施策

- 建築の構造規制誘導
- 浸水防止設備 等

二線堤　**集団移転**

被害対象を減少させるための対策

実施中

浸水想定区域図、ハザードマップの公表

危機管理型水位計の設置　**監視カメラの設置**

水害対応タイムラインの作成　**マイ・タイムラインの作成**

啓発・教育　**流域治水に対する経済的支援　等**

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（ソフト対策）

一宮川水系流域治水プロジェクトの目標

（１）**気候変動による水害の激甚化・頻発化**に備え、
あらゆる関係者が協働して**流域全体で水害を軽減**させる

（２）**令和元年豪雨と同規模の降雨**に対して、
家屋及び主要施設（役場、要配慮者利用施設等）は、浸水被害ゼロ※４
（～R11）

※４　一宮川水系流域治水プロジェクトのうち、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の目標
なお、上流域・支川については、「一宮川上流域・支川における浸水対策検討会」及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や役場、要配慮者利用施設の床上浸水被害の解消を目標とした浸水対策（案）をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

（３）**県内河川の整備水準程度の降雨**※５に対して、**外水氾濫させない（遊水機能を保持する区間を除く）**　（～R11）

※５　県内河川において20～30 年間で計画的に実施する河川整備の目標である年超過確率1/10 の降雨
（一宮川上流域で時間最大雨量50mm、一宮川流域平均で時間最大雨量30mm 程度）

一宮川水系流域治水プロジェクトの概略工程

	令和２年度	令和３年度	令和4～6年度	令和7～11年度	中長期
河川での対策	・河川整備計画の変更（中流域） ・上流域・支川の河川整備案とりまとめ ・集中的な竹木伐採、堆積土の撤去	・激特工事の本格着工 ・河川整備計画の変更（上流域・支川） ・集中的な竹木伐採、堆積土の撤去	・中下流域の整備（～R6） ・上流域・支川の事業化（R4） ・集中的な竹木伐採、堆積土の撤去	・上流域・支川の整備（～R11） ・継続的な治水機能の維持	・気候変動を踏まえた対応の検討 ・継続的な治水機能の強化・維持
内水対策 土地利用 雨水貯留 ソフト対策	・上流域・支川の流域対策の項目出し ・危機管理型水位計の設置	・流域対策の試験施工 ・流域対策の具体内容のとりまとめ ・監視カメラ等の設置	・内水対策の実施 ・その他対策について先行地区にて実施	・内水対策の実施（～R11） ・その他対策について流域全体へ水平展開	・内水対策の強化 ・その他対策について継続
全体 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	・流域治水協議会、市町村部会の設置 ・流域治水ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの公表	・流域治水ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに流域対策の具体の内容を位置づけ	・流域治水ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄのフォローアップ	・流域治水ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄのフォローアップ	・流域治水ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄのフォローアップ
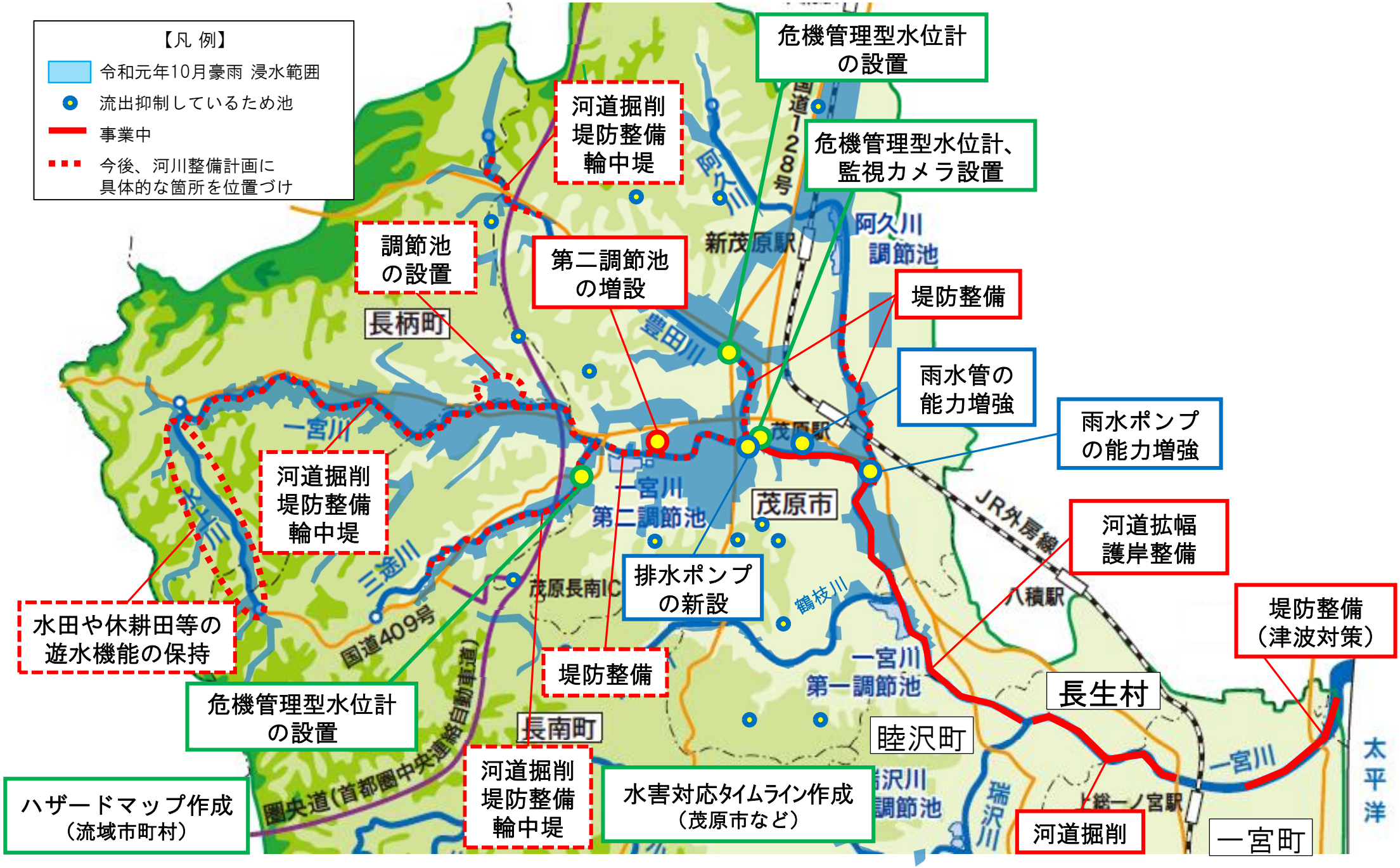
一宮川水系流域治水プロジェクトの箇所図